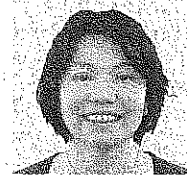


紙面 拝見

本格的な高齢社会の訪れとともに、高齢者の消費者トラブルが多発している。中でも、高齢者がトラブルに遭いやすい販売方法は、国民生活センターの統計によると電話勧誘販売と家庭訪問販売である。消費者トラブルは、電話口や玄関先から高齢者目掛けてやってくるといふことであろう。

退職教職員を狙って、多額の投資詐欺を行った疑いで5人が逮捕されたが(2月20日付社会面)、この被害も電話等で勧誘されたものであった。

なぜ、電話や訪問での勧誘が、高齢者にとって問題なのであるのか。消費者問題の法律相談を受け



弁護士
芳野 直子

高齢者を守るルールを

て実感することは、お年寄りの多くは人を信用し相手の言うことに耳を傾ける人たちであるといふことである。つまり、多くの高齢者が電話や訪問勧誘で直接会って話をするにより、勧誘側のペースで契約に引き込まれてしまう危険が大きいのである。さらに高齢者の孤立という問題が拍車を掛けている。孤独な高齢者が勧誘にあった場合、

るなどである。しかし、自宅などに、このような手間をかけるければ、勧誘から逃れられないというのもおかしな話である。

一番、確実な方法は、あらかじめ「勧誘お断り」の意思表示をすれば勧誘をしてはならないというルールを定めて、直接会わない話をしない状況を確認することに尽きる。しかし、現在の神奈川県消費生活条例で

している高齢者に断ることを期待するのは至難の業である。実は、望まぬ事前拒否者への勧誘を防止できる制度については、欧米各国、オーストラリア、韓国等諸外国では制度化されており、日本国内でも条例等で禁止規定を設けている自治体もいくつか存在している。

現在、神奈川県では、県消費生活条例の見直しの検討を行っ

相談する人は周りにはいない。特に認知能力が低下している高齢者にとっては深刻である。

では、電話や訪問勧誘による消費者被害を防ぐためにどうしたら良いだろう。個人でできることと言えば、電話番号を変える、ナンバーディスプレイにして知らない番号や非通知電話は取らない、訪問勧誘はインターホン越しに対応してその場で断

は、飛び込みの訪問販売や無差別電話勧誘を行うこと自体は禁止しておらず、いったん勧誘を受けて、これを断った場合に再勧誘が禁止されているにすぎない。つまり、1回は勧誘を受けて、断るといふ手間をとらなければならぬのである。

しかし、勧誘を受けてしまうと簡単に断れないから問題なのであり、ことに認知能力が低下

ている。この機に、神奈川県でも、被害や相談が多い現状を踏まえ、消費者が、あらかじめ勧誘を拒絶していれば、訪問や電話での勧誘自体を禁止するというルールを条例で定めてもらいたいものである。

よしの・なおこ(横浜弁護士会 現神奈川県弁護士会 元副会長。NPO法人消費者支援かながわ理事。横浜市在住)